



平成29年4月号(隔月発行)

札幌司法書士会 会長 猿田史典 編集担当責任者 番井菊世 <http://www.sihosyosi.or.jp/>

〒060-0042 札幌市中央区大通西13丁目4番地 電話 011-281-3505 FAX 011-261-0115

訪問販売による消費者被害を減らそう!



札幌司法書士会 社会問題対策委員会で「訪問販売お断りステッカー」を作りました!今回は担当の小橋寿美子司法書士にインタビューをしました。



訪問販売といえば昔はパンツのゴムヒモの押売くらいだったはずなのに、最近は手口が巧妙だよね。

小 きりちゃん、歳がばれるよ。そう、あたかも勧誘ではないように近づいてくる手口も沢山あり、つい会話を交わしてしまっただけで断れなくなるようなケースもあるので、今回作成したこのステッカーを利用してもらいたいです。

ステッカーにはそもそもどのような効果があるの?

小 まず、訪問販売という手法の契約は「特定商取引法」という法律の「訪問販売」に関する規定で規制をされているけれど、その法律によると、訪問販売の勧誘を拒否した消費者に対しては勧誘してはならない、となっています。

なんだ。じゃあ、最初に断ればいいんだね。

小 いやいや、それが特定商取引法では最初に声をかけることは認めてしまっているの、巧妙に「ご案内がある」とか「無料のお得な話がある」などと言って勧誘に応じさせてしまう様々な手法で近づいてくるので、安心はできないよ。そこで、このステッカーは「訪問販売は全部お断りします。ピンポンならさないでください」という意思表示をしているものなんです。

なるほど、とにかく最初っから「勧誘してくれな」という意思表示だね。

小 そうなんです。しかし残念ながら「特定商取引法」では、事業者の行う特定の勧誘に対して個別に断ることが必要で、全てをお断りするステッカーでは断ったことにはならないと解釈されているけれど、北海道の消費生活条例において、

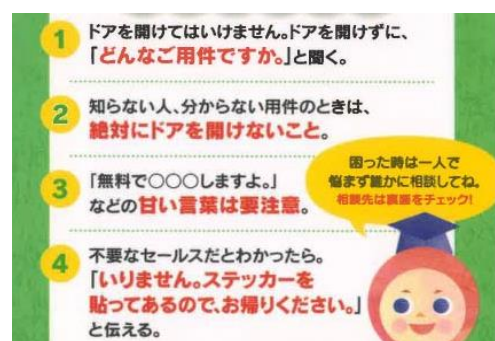


「ステッカーを貼っている家に訪問販売の勧誘をしてはならない」とされているのですよ。

なるほどね～じゃあ、このステッカーがあれば安心!と思ったら、このホテルのドアノブにかけるようなサインプレートは何?

小 このステッカーセットは被害が発生する状況を考えて、3段階の防御をしているのです。まず、①ステッカーは玄関の外に貼ります。「訪問販売はお断り、ピンポン押すな」という意思表示です。②ドアノブサインは家のドアホンの近くや玄関の内ノブにかけましょう。このサインの表(緑)は「ピンポンならされたらこのように対応しよう」③最後にドアノブサインの裏(黄色)は「それでも押し切られてしまったら、ここに相談しよう」

そうか!ドアノブサインはステッカーを貼ってもピンポン押して来る悪質な訪問販売業者に対応しているんだ。



1 ドアを開けてはいけません。ドアを開けずに、「どんなご用件ですか?」と聞く。

2 知らない人、分からない用件のときは、絶対にドアを開けないこと。

3 「無料で〇〇〇しますよ。」などの甘い言葉は要注意。

4 不要なセールスだとわかったら、「いいません。ステッカーを貼ってあるので、お断りください。」と伝える。

困った時は一人で悩まず誰かに相談してね。相談先は扉裏をチェック!

小 そう、きっぱりと断る、ということは意外と難しいので、文字で書いてあればそれを読めばいいのでグッと心理的負担は減るはずだと考えているよ。



外出先と違って、自宅のドアの前に強引な事業者がいると思っただけで不安になるよね。

小 消費者庁の専門調査会で公表された消費者の意識調査では実に96%もの人が訪問販売を「必要ない、来てほしくない」と考えている。そして、3割前後の消費者が勧誘をうけたら「なかなか断ることができない。まったく断ることができない」と回答しているよ。



すると無作為にピンポンし続けていれば、3人に1人くらい必要のないものを買わされてしまうかもしれないし、被害に遭わなくても不愉快だったり怖い思いをした人はいるはずだね。

小 それでも被害にあうと、なかなか言い出せないということもあるので、③の相談先電話番号もぜひ利用してもらいたいです。



被害に遭うと家族に怒られるケースも多

くて、泣き寝入りや、孤立を生みかねないね。

小 悪いのは強引に必要なものを売りつける事業者なのにね。内閣府が出している高齢者白書をもても独居や夫婦のみの高齢者世帯は増加傾向にあるし、何より高齢者は①日中家にいる時間が多く②保有資産が多いため、どうしても狙われやすいから、特に高齢者の方たちは悪質な訪問販売や電話勧誘販売に注意が必要だと思う。



このステッカーセットがきっかけになればいいね。手前味噌だけど、ステッカーの札幌司法書士会公式キャラクター「コロポくん」が可愛いよね。

小 ちなみにステッカーは、賃貸住宅にも考慮して剥がしやすい素材のものを使っているので、気楽に貼ってもらいたいな。



お蔭様で前年度印刷分は全て配布出来たみたいだね。今年度も印刷して活用してもらいたいね。

小 増刷をしたら関係機関にまた呼びかけたいと思っています。

「遺言・信託セミナー」を開催しました！

札幌司法書士会では2月25日から4月15日にかけて4回に渡って一般市民向けの無料セミナーを開催しました。

● 遺言

「初級編」「中級編」「上級編」と3回にわけ、相続の基礎知識や遺言書の種類などを解説しました。シリーズすべてを受講し、自分で遺言書原案を作成してくれた参加者の方もいました。度々きりばたけ通信では「お正月に遺言書」特集をしておりますが、自分の誕生日に見直していく、との方もおり、それも味のあるセレモニーだと思いました。

● 信託

最近テレビやセミナーなどで紹介されることが多くなってきた「信託」。でも、なんだかよくわからない？という方のために、信託の基礎知識と、実務例3種類を紹介しました。信託は節税や制度逃れのような利用をするのではなく、既存の制度を補充したり、既存の制度で出来なかったことを実現するものです。例えば、子のいない夫婦が「自分が死んだら自分の財産は全て配偶者に。でも、その配偶者が亡くなった際に財産があまっていたら、配偶者の甥っ子ではなく自分の甥っ子にあげたい」などの二次承継の事例を紹介しました。

編集後記

札幌市内においては、昨年10月に雪が降り、そして4月にも降るといふ、近年にない長い長い冬がようやく終わりましたね。街中には新しいスーツに身をつつんだ初々しいフレッシューズが先輩に連れられて歩く姿をみかけます。

以前、就職した会社が訪問販売を行うリフォーム会社で、契約をとってもお客さんにクーリングオフをされたら、その分の金額を会社から請求されるという外側にも内側にもブラックな企業に勤めてしまった青年の相談を受けたことがあります。若者が加害者側にもならないように、悪質な事業者に利益をあげさせないことが社会全体に必要なことだと感じます。

新しい春コートに身をつつむ若者を見ると、彼らをあの青年のような目にあわせないためにも、悪質な事業者に対する対応を続けていかなければならないと改めて思います。